

【FAQ】（よくある質問）

- 1 持っている免許状に記載された氏名が、大学（短期大学）を卒業した当時のもので、その後結婚して、姓が変わっている。
免除申請あるいは延期申請の際には、それまでに教員免許状の書換の手続きをして、現在の氏名による免許状に必ず書き換えておかなければいけないのか？

答え

教員免許状は婚姻等によって氏名が変更していても、必ず書き換える必要はありません。

（本籍地の移転による本籍地都道府県の変更についても同じです。）

そのため、戸籍上の氏名等が変更された後も、変更前の旧氏名等が記載されたままの教員免許状をお持ちの方は、申請書の「免許状に記載の氏名」「免許状に記載の本籍地」欄には、現在お持ちの免許状に記載の内容をそのまま記載してください。

なお、申請書の申請者欄にあるフリガナ氏名欄には現在の氏名を、同じく本籍地欄には現在の本籍地都道府県を記載していただきますので、免許状更新講習免除証明書（あるいは修了確認期限延期証明書）の表題部には、現在の氏名及び現在の本籍地都道府県が記載されます。

そして、証明書の「記」以下の「免許状に記載の氏名」「免許状に記載の本籍地」欄に、現在お持ちの免許状に記載の内容が表示されることとなります。

- 2 私は小学校教諭1級普通免許状を持っている。
この場合、申請書の「有する免許状」欄の「種類」には、1種免許状と読み替えて書かないといけないのか？

答え

教育職員免許法の改正により名称等が変わったものについては、現在お持ちの免許状に記載されている免許状の名称をそのまま記載していただいて差支えありません。

（例1）高等学校教諭2級普通免許状（〇〇（教科名））
→免許状に記載されているそのままの名称を記載していただいてかまいません。
（高等学校教諭1種免許状と読み替えて書いていただかなくてもかまいません。）

（例2）聾学校教諭免許状
→免許状に記載されているそのままの名称を記載していただいてかまいません。
（特別支援学校教諭免許状（聴覚障害者に関する教育の領域）と読み替えて書いていただかなくてもかまいません。盲学校教諭免許状、養護学校教諭免許状についても同じです。）

3 証明書はいつぐらいに届きますか？

答え

簡易書留による証明書の送付は、申請を受け付けた月の月末から数えて約2か月後になります。

それまでは受付印を押印し手渡した申請書のコピー（窓口での受付の場合）、または郵便ハガキでお送りした「教員免許更新制に係る申請受付済票」（郵送での受付の場合）を保管しておいてください。

なお、申請方法（窓口あるいは郵送）によって、お手続き完了までの期間に変わりありません。

【注意！：配達時不在による簡易書留郵便物の返送について】

簡易書留により証明書が配達された際に不在などで受け取りがされなかった場合、不在についての連絡票が必ず投函されます。その連絡票を確認されたら、すぐに連絡票に記載された方法で郵便局へ連絡してください。

郵便局で約1週間留め置きされている間、受取人から連絡がなかった場合、その郵便物は大阪府教育委員会事務局あて返送されますが、郵便切手はすべて消印されてしまうため、再度その封筒を使った送付はできません。

そのため、当委員会あて返送されてしまった場合は、返信用封筒を再送するか、窓口へお越しください。（窓口では運転免許証、健康保険証等を提示してください。）

（返信用封筒の送付方法：A4サイズが入る角形2号の封筒に、表にあて先等を書いて450円分の切手を貼ったものを封入してお送りください。

こちらへ送る封筒のあて名面には「更新／免除／延期 戻り 返信用封筒」と朱書きしてください。

（「更新／免除／延期」の部分は、該当する手続きの名称を1つだけお書きください）

4 実習助手の職にありますが、延期の申請はできますか？

答え

延期の申請は、修了確認期限までに講習を受講する義務を課せられている方のみ可能です。実習助手には受講義務が課せられていないため、延期の申請はできません。